

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課及び徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、地方税の賦課及び徴収事務において、個人情報の安全な整備と利用・保護に取り組むことを誓うとともに、個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することを宣言致します。

特記事項

地方税の賦課及び徴収事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

東京都中央区長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課・徴収事務
②事務の概要	(1)住民税賦課事務 【概要】 住民税とは、賦課期日(1月1日)現在、当区に居住する住民が地方公共団体に支払う税金である。住民及び各種関係機関から申告された課税資料に基づき、賦課決定・通知を行う。賦課決定においては、各種調査を行い、公正・公平な賦課決定・税額更正を行う。 【内容】 ①課税準備: 賦課期日時点の納税義務者の把握、配偶者の特定、住民税申告書の対象者への送付。 ②申告受付: 課税資料の受付及び内容チェック、自治体側で管理する住民基本台帳との紐付け。他自治体課税分については、他自治体への回送処理。 ③賦課決定／通知: 1人1枚から複数枚ある課税資料を一つの課税根拠資料に合算(資料併合)。合算結果を基に、税額計算並びに徴収方法の決定・通知。(特別徴収通知、普通徴収通知、年金特徴通知) 当区で課税した住登外者の住登地への通知(住登外課税通知294条3項)。 ④賦課更正: 賦課決定以降、調査あるいは本人の申告で課税資料に修正が発生した場合のオンライン更正及び通知出力。 ⑤調査: 未申告調査(本人向け、他区市町村向け)、被扶養者及び配偶者等の扶養調査。税務署通報用の317条通知書の作成。 ⑥課税情報の連携: 課税情報を利用する業務に対して、課税情報を連携(番号法第9条、主務省令に掲げる事務等)。 ⑦証明書の発行: 納税義務者からの申請に基づく所得・課税証明書発行。 (2)軽自動車税(種別割)賦課業務 【概要】 軽自動車税(種別割)とは、賦課期日(4月1日)現在、当区に定置場がある軽自動車等の所有者が支払う税金である。住民、住登外者、法人からの申告書に基づき、賦課決定・通知を行う。 【内容】 ①当区窓口あるいは陸運支局・軽自動車検査協会から送付された軽自動車税(種別割)申告書に基づく、車両情報(及びその所有者)の登録。 ②新規登録車両に対するナンバープレートの交付と標識交付証明書の発行。 ③廃車車両に対するナンバープレートの返却受付と廃車申告受付書の発行。 ④賦課期日(4月1日)時点の車両情報に基づく、軽自動車税(種別割)の賦課及び納税通知書兼納付書の発行。 ⑤各種修正申告に基づく、軽自動車税(種別割)の車両情報修正、賦課更正処理。 ⑥減免申請に基づく、減免可否決定通知書の発行。 ⑦他自治体への照会あるいは、他自治体からの照会に対する回答。
③システムの名称	①税システム ②宛名システム ③課税支援システム(税務LAN) ④課税支援システム(イメージ管理) ⑤申告支援システム ⑥審査システム(eLTAX) ⑦国税連携システム(eLTAX) ⑧番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ⑨中間サーバ ⑩軽自動車検査情報市区町村提供システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税賦課情報ファイル (2)軽自動車税(種別割)賦課情報ファイル (3)収納管理情報ファイル (4)滞納整理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表の24の項 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<照会>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 <提供>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、124、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区 総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公関係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公関係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術等の状況を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、次の内容を義務付けている。 ・組織体制の整備。漏えい事案に対応する体制の整備及び安全管理措置の定期的見直しを行っている。 ・委託する業務の遂行に必要な範囲を超える事業所からの特定個人情報の持ち出しは禁止とすること。 これらの対策を講じていることから委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無	☒ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	--	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-----------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I -②	(3)収納管理事務 収納管理事務とは、個人住民税賦課業務、軽自動車税賦課業務より、賦課情報を引継ぎ、	(3)収納管理事務 収納管理事務とは、個人住民税賦課業務、軽自動車税賦課業務、特別区たばこ税及び入湯税申告納税業務より賦課情報を引継ぎ、	事後	
平成29年7月27日	I -4- ②	＜提供＞番号法～が含まれる項(1～84、87、～119の項)	＜提供＞番号法～が含まれる項(1～84、85の2、87、～119の項)	事後	
平成29年7月27日	II -1	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月27日	II -2	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成31年3月28日	I -5-②	税務課長 清水 一実	税務課長	事後	
平成31年3月28日	II -1	平成29年4月1日現在	平成30年6月1日現在	事後	
平成31年3月28日	II -2	平成29年4月1日現在	平成30年6月1日現在	事後	
令和2年2月26日	I -4-②	＜提供＞番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号	＜提供＞番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号 20、53、120 追加 119 削除	事後	
令和2年2月26日	II -1	平成30年6月1日現在	令和1年10月31日現在	事後	
令和2年2月26日	II -2	平成30年6月1日現在	令和1年10月31日現在	事後	
令和2年2月26日	I -1-②ほか	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和2年2月26日	I -1-②	当区に定置場を所有する義務者	当区に定置場がある軽自動車等の所有者	事後	
令和2年2月26日	I -1-③		③課税支援システム(税務LAN)、④課税支援システム(イメージ管理) (以降、⑤～⑩まで番号繰り下げ) ⑪軽自動車検査情報市区町村提供システム	事後	
令和3年6月4日	I -1-②-(2)	⑦納税義務者からの交付申請に基づく、課税証明書の発行	削除(以後番号繰り上げ)	事後	
令和3年6月4日	I -1-②-(4)	⑦執行停止後、時効日を迎えた場合の、不能欠損処理。	⑦執行停止後、時効日を迎えた場合等の、不納欠損処理。	事後	
令和3年6月4日	II -1	令和1年10月31日現在	令和3年4月1日現在	事後	
令和3年6月4日	II -2	令和1年10月31日現在	令和3年4月1日現在	事後	
令和3年6月4日	I -4-②	＜照会＞番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号	＜照会＞番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号	事後	
令和4年6月29日	I -3	第9条第1項 別表一の16の項	第9条第1項 別表第一の16の項	事後	
令和4年6月29日	I -4-②	＜提供＞番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号	＜提供＞番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号 30、117、121 追加	事後	
令和4年6月29日	II -1	令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	事後	
令和4年6月29日	II -2	令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	事後	
令和5年10月17日	II -1	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在	事後	
令和5年10月17日	II -2	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在	事後	
令和6年9月18日	I -3	第9条第1項 別表第一の16の項	第9条第1項 別表の24の項	事後	
令和6年9月18日	I -4-②	＜照会＞番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項)	＜照会＞番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	事後	
令和6年9月18日	I -4-②	＜提供＞番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	＜提供＞番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	事後	
令和6年9月18日	II -1	令和5年4月1日現在	令和6年4月10日現在	事後	
令和6年9月18日	II -2	令和5年4月1日現在	令和6年4月10日現在	事後	
令和8年1月1日	I -1-③	⑧ズバット課税状況(課税状況調forMICJET)	削除(以後番号繰り上げ)	事前	令和7年12月までは変更前の記載の「ズバット課税状況(課税状況調forMICJET)」は稼働するが、令和7年1月以降ガバメントクラウド環境利用開始の新システム(稼働自体は令和8年1月以降)においては、「ズバット課税状況(課税状況調forMICJET)」は使用しない。
令和6年12月27日	IV-8 人的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和6年12月27日	IV-8 判断の根拠		委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術等の状況を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、次の内容を義務付けている。 ・組織体制の整備。漏えい事案に対応する体制の整備及び安全管理措置の定期的見直しを行っている。 ・委託する業務の遂行に必要な範囲を超える事業所からの特定個人情報の持ち出しは禁止とすること。 これらの対策を講じていることから委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和6年12月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 全項目評価又は重点項目評価を実施する		○	事後	